

2009年10月16日
KKRホテル東京・松の間

国営関係部会第7回総会 議案書

次 第

- 開会挨拶 河田議長
- 座 長 石原全造幣委員長
- 報告・提案 第1号議案 2010年度活動方針案
☆ 2009春季生活闘争のまとめ
岩崎労働条件委員長
☆ 行政改革の取組み、2010年度の取組み
河田事務局長
- 第2号議案 2009年度会計決算報告・会計監査報告
河田事務局長
荒川会計監査委員
- 第3号議案 2010年度会計予算案
河田事務局長
- 第4号議案 2010年度役員執行体制案
宇田川企画調整委員
- 質 疑
- 報告・提案承認
- 閉 会

公務労協国営関係部会

国営関係部会2010年度活動方針

<はじめに>

2008年9月24日に発足した麻生政権は、世界的な金融・財政危機を背景に解散・総選挙を回避する「政局よりも政策」を主張し、景気対策として4度の予算編成を行いました。

しかし、労働者の雇用不安や生活不安の改善には応えきれないまま、自公連立政権の限界を露呈し、2009年7月21日、「経済は明るい兆しが見え始めているものの、なお、危機を脱したとは言えず、未来に向かって安心と活力ある社会を責任をもって実現するため国民に信を問う」と表明し、衆議院を解散しました。

そして、自公連立政権の継続か、民主党を中心とする政権交代かを最大の争点に8月18日公示、30日投・開票で行われた衆議院選挙は、民主党が308議席を獲得し、9月16日に開催された特別国会において、鳩山民主党代表が内閣総理大臣に任命され、民主党、社民党、国民新党による連立政権がスタートしました。

鳩山総理は政権発足にあたり、今後の政権運営は、「国民の皆さんの期待に応える」そのために「政治主導、国民主権、真の意味での地域主権の世の中をつくり上げていく」ことを基本に、無駄使いの絶滅、国民生活重視等の政策を着実に推進するため、10月下旬から開催を予定している臨時国会では、平成21年度補正予算の見直し、平成22年度概算要求の見直しを前提とした予算編成を進めていくこととしています。

公務労協は、公務・公共サービスに従事する労働組合の社会的責任と役割を果たすとともに、政府・公務員そして公共サービスに対する国民の信頼回復を図ることを基本的な立場として、①格差是正を中心としてすべての公共サービス労働者の生活改善を図ること、②良質な公共サービスの実現に向け、そのあり方を再構築すること、③公務員制度の抜本改革と公務における労使・労働関係を推進すること、④これらの取組みを通じて組織の強化・拡大を図ることを柱に、「良い社会をつくる公共サービスキャンペーン」、「総人件費削減、行政改革・独立行政法人改革への対応」、「地方分権改革・国の出先機関の見直し等への対応」、「公務員制度改革、労働基本権確立の取組み」等に向け、対策を進めてきています。

こうしたなかで、国営関係部会は、連合及び公務労協の方針に基づき、各種対策を進めるとともに、賃金・労働条件の改善に関わる統一的な闘いの展開、また、各構成組織が抱える問題の解決に向けた労使交渉、対外的な対策等の強化を図りつつ、取組

みを進めてきています。

今後においても、全体の流れ、取り巻く環境の厳しさなどがありますが、改めて国営関係部会として連携を図り、取組みを進めて行くこととします。

I 2009春季生活闘争のまとめ

1. 2009新賃金の取組みと経過について

国営関係部会は、本年1月27日に開催された第10回代表者会議において、2009新賃金の取組み方向として、以下のことを確認しました。

(1) 連合は、2009春季生活闘争は「賃金引き上げこそ最大の景気対策」という立場からその基本的考え方については、以下の通りです。

- ① 内需拡大を促し、実質生活を確保するためにも、物価上昇を踏まえた取組みを強化し、景気回復と生活防衛のための取組みと位置付ける。
- ② 格差社会からの脱却のための運動を継続・強化するとともに、分配の歪みの是正に向けた社会的分配のあり方に労働組合として積極的に関与していく。
- ③ 非正規労働者や中小企業労働者の格差是正に伴う賃金引き上げが不可欠であり、すべての労働者の処遇改善に向けて取組みを強化していく。
- ④ 財政金融政策や税制度の見直し、雇用のセーフティネットの整備など、生活に直結し雇用を守る政策面の取組みを従来以上に強めていく。

また、産別からの報告をもとにした情報開示を積極的に行い、より波及効果を高めることを目的とした闘争体制の再構築を図るため、新たに共闘連絡会議を設置しました。

なお、具体的な闘いの展開については、3月中旬以降を集中回答ゾーンとし、連合・産別が総力を上げて闘いを展開していくこととしました。

(2) こうした中で、公務労協は、「今が歴史の転換点」という認識のもとに、格差社会からの脱却に向けた連合の取組みに結集し、働きがいのある人間的な労働を中心に、だれでも安心・安全と生きがいをもてる「良質な公共サービスの実現」に向け、取組みを進めていくこととしました。

具体的には、以下の通りです。

- ① 公務・公共部門労働者の実質生活を維持・確保し、改善する賃金引き上げを行うこと。
- ② 第171通常国会における公共サービス基本法の制定に向け、取組みを進めること。
- ③ 公務の労使関係の抜本的な見直しと、労働協約締結権の付与に向けた法制化を図ること。

- ④ 地方分権改革については、国と地方の役割分担を明確にするとともに、政府の責任において雇用と労働条件を確保するとともに、労働組合との十分な交渉・協議・合意を前提とすること。
- ⑤ 独立行政法人の整理合理化計画の具体化及び見直しについては、これまで同様雇用確保を前提に、「行革・雇用問題対策会議」を中心に取組みを進めること。
- ⑥ 新たな雇用施策については、65歳までの段階的な定年延長をできるだけ早期に行うこと。

(3) 国営関係部会は、こうした連合、公務労協の方針及びこれまで確認してきている「統一要求を組織し、団体交渉による自主解決を基本とする」との考え方にに基づき、以下の内容の取組みを展開していくこととしました。

- ① 国営関係労働者の実質生活を維持・確保し、改善する賃金引き上げを行うこと。
- ② 時間外割増率を引き上げること。
- ③ 非常勤職員の雇用の確保とその処遇改善を図ること。

以上を基本に、国営関係部会の総合的労働条件改善の取組みを展開することとしました。

また、国営関係部会における闘いをより強化・発展させるため、2月23日には「2009春季生活闘争対話集会」を開催しました。

(4) 国営関係部会としての「統一的要求」の考え方について

- (1) 「物価上昇相当」(1.5%相当)
- (2) 「民間における賃金制度との関係」(①2008春季生活闘争後等における賃金水準・引き上げ幅の関係、②1996年中央労働委員会における新官民比較手法等との関係)
- (3) 「各組織における状況の変化」(①この間における行政改革等に係わる経過②企業内における実情の変化)も考慮したものとする。
- (4) 具体的には「1%」程度とする。
なお、臨時職員については「30円」以上とする。
- (5) この他、賃金格差問題などの取組みについては、それぞれ独自での要求とする。
- (6) 連合が提起している緊急雇用対策に係わる取組みについては、各事業における雇用対策について対策を進めていくこととする。

(5) 闘いの展開について

- ① J P 労組は、2月25日に要求書を提出し、3月末決着に向け闘う。
- ② 林野労組は、3月4日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

- ③ 全印刷は、3月3日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。
- ④ 全造幣は、3月16日に要求書を提出し、4月決着に向け闘う。

(6) そうした中で、J P労組については、3月19日に、今年度のベアの実施を図ることは出来ませんでした。一時金の改善、時間外割増率の改善、要員補充等の整理を図りました。

(7) 今年度における民間組合は、急速な景気の悪化の中で実質ベアを獲得できず、現行賃金水準維持も厳しい状況となりました。また、一時金についても大幅な削減との状況を踏まえ、4月22日に企画調整会議を開催し、全印刷・全造幣において中央労働委員会に調停申請し「現行水準維持」を前提に対策を進めていくことを確認しました。

① 調停申請日 2009年5月8日 13時

② 要請内容

今春闘における要求は「1%」とし、3月以降賃金交渉を重ねてきたところで

す。
今年度の民間賃金動向は、100年に一度との経済状況が続いていることは承知しつつも、私たちの賃金決定は「民賃準拠の原則」に基づき、中央労働委員会におけるこれまでの歴史的経過に基づき均衡を図ってきたこと（今年度は民賃動向は圧倒的に定期昇給において妥結している状況は認識している）等に基づき調停が行われるよう、要請しました。

③ 5月18日、15時30分より中央労働委員会において「調停委員会共同会議」が開催されました。

i. 労働側は、①今年度における民間賃金の引き上げは、一部においてベースアップが行われているところも含め、ほとんどの企業で定期昇給が確保されている。連合調査での、4月20日現在の引き上げ率は1.77%となっており、この数値は全印刷及び全造幣における定期昇給率を、それぞれ0.22%、0.28%上回っている。こうした民間の賃上げ状況を正確に反映すべき、②全印刷・全造幣における賃金決定は民間賃金準拠の原則に基づき決定すべき、③また両組合が強く求めている一般公務員との水準比較における改善策、などを強く求めた。

ii. 公益側は、①民間企業との賃金比較については、これまで確認してきている新官民比較手法に基づき行った結果、水準については均衡しており、今年度の賃金引き上げについては、従来同様、現時点で具体的数値が把握できる民間主要企業の動向について検討した結果、主要組合の平均賃上げ率は、1.7%台後半と推計するとともに、併せて現下の厳しい経済情勢・雇用情勢、一部業種にみられる定期昇給の凍結等の状況、中小企業の賃金引き上げ動向等についても留意した。②一般公務員との水準比較については、種々の角度から検討した結果、長年の経緯なども含むものであり、労使間の話し合いが望ましい等との見解を述べた。

- iii. こうした中で、18日23時過ぎ、今年度の賃金引き上げについて、「両独立行政法人職員の基準内賃金を、平成21年4月1日現在の水準を維持すること」との調停案が示された。
 - iv. この調停案に対し、国営関係部会及び全印刷・全造幣は、委員長・書記長会議を開催し、今年度における民間賃金動向や国営関係部会におけるこれまでの賃金決定の経過など、今日段階における取り巻く状況などを総合的に判断し、調停案を受諾することとした。
- (8) 林野労組については、有額回答を求め自主交渉を展開したものの、財政当局の強い関与もありましたが、J P 労組、全印刷及び全造幣と同様、6月19日に現行協約により妥結を図りました。

2. 各組合の交渉の経過について

国営関係4組合の2009春季生活闘争は、各組合との連携・支援を強化し、自主交渉・自主決着に向け「統一的な闘い」を進めることとし、自主交渉・自主決着による解決をめざし闘いを進めてきました。

= 構成組織からの報告 =

〈JP労組〉

2009春季生活闘争における連合方針「消費者物価上昇分に見合うベアに取り組む」を受け、J P 労組は組織内論議を重ねてきましたが、日本郵政グループ5社(郵便事業会社、郵便局会社、ゆうちょ銀行、かんぽ生命、持株会社)を取り巻く環境や経営状況を総合的に判断し、正社員のベア方針を見送ることを決断し、時間外割増率の改善と契約社員の処遇改善に要求項目を絞り、2月25日に要求書を提出し交渉を行ってきました。具体的には正社員については年間一時金を4.5月、時間外割増率(休日、深夜)の引き上げは、労基法改正動向を睨みつつ10%~25%の引き上げを、さらに月給制契約社員の基本賃金は10,000円の引き上げ等を求めてきところでした。

最終的に3月19日にいたり、グループ各社と大筋で合意に至り妥結整理を図りました。年間一時金については、4.4月+5,000円(夏期2.15月+5,000円、年末2.25月)の回答を、契約社員の処遇改善については、月給制契約社員の基本給については、ベア2,000円、時給制契約社員の最低賃金引き上げを図ることができました。

また、時間外割増率の改善にむけては、会社側は、当初、今般の労働基準法改正に基づき「月60時間超」について100分の50に引き上げるとの回答のみに終始していましたが、最終的に「特別条項付き36協定での限度時間を超える2ヶ月81時間超」について100分の30に引き上げるとする回答を引き出すことができました。

〈全印刷〉

- 1) 2009春季生活闘争は、連合・公務労協・国営関係部会の方針を踏まえ、2008年度物価上昇分を踏まえた1%と、一般公務員と比較し、低位にある印刷局労働者の格差是正分とて0.1%を要求の骨格とし、3月3日「2009年4月1日以降の賃金引上げに関する要求書」を当局に提出して以降、自主交渉・自主決着を目指し労使交渉を強化し取り組みを進めてきました。
- 2) 4月10日には、交渉のヤマ場として、中央総行動を配置し要求の早期実現に向け、当局に回答を求めてきましたが、当局側は民間賃金動向を把握しきれていないとして、回答を示さず、その後においても連合及び日本経団連等からの妥結状況結果が示されているにもかかわらず回答を示さないことから、これ以上交渉を継続しても問題の解決は困難であると判断し、団体交渉を打ち切り、5月8日に中央労働委員会へ調停申請を行いました。
- 3) 中央労働委員会においては、5月15日に行われた第1回目の事情聴取を経て、5月18日に調停員会より「現行賃金水準維持」との調停案が示され、印刷労使が受諾したことにより、2009新賃金交渉について決着を図りました。
- 4) 今年度の新賃金交渉は、昨年に引き続き調停段階で決着が図ることとなりましたが、2009新賃金交渉を取り巻く厳しい情勢や、一般公務員に対する賃金抑制キャンペーン等の状況からみて、早期に「現行水準維持」で決着が図られたことは、一定の評価が得られたといえます。

〈全造幣〉

全造幣の新賃金闘争は、「2009年4月1日以降の賃金水準の改善に関する要求書」を当局に提出し、自主交渉・自主決着を目指して交渉を進めてきました。しかしながら当局は、民間賃金動向のマイナス面等を強調し、具体的回答を示しませんでした。このため、自主交渉を打ち切り、5月8日に中央労働委員会へ調停申請しました。中央労働委員会での調停作業の事情聴取で組合は、民間賃上げ動向が造幣局の定期昇給率を上回っていることや、組合員の実質賃金が低下していることなどの基本主張を行いました。その後5月18日に調停作業のヤマ場を迎え、調停委員長により、「独立行政法人造幣局職員の基準内賃金について、平成21年4月1日現在の水準を維持すること」との調停案が示され、組合は、「受諾する」との意思表示を行うとともに、翌日19日に「受諾書」を提出し、昨年に引き続き調停で決着しました。今年度の新賃金は、定期昇給の実施のみにとどまり、組合員の実質賃金が低下している状況下では不満足な内容と言えますが、経済環境厳しさや引き続く公務員への圧力からすれば一定の評価ができます。しかし、自主交渉で決着できなかったことについては課題が残る結果といえます。

〈林野労組〉

林野労組は、3月4日、「国有林労働者の実質生活を維持・確保し改善する賃金引き上げを行うこと。」「具体的には、2009年4月1日の基準内賃金について一人平均3,000円引き上げること。」とした要求書を提出し、有額回答を求め交渉を進めてきましたが、財政当局の関与がある中で有額回答までには至らず、6月19日林野庁より「当面現行協約に基づき対処していく」との回答が示され妥結しました。

1. 平成21年度の国有林野事業職員の賃金については、当面、現行協約に基づき対処していくこととする。
2. 国有林野事業職員の賃金等については、今後とも、給与法適用職員や民間事業の従業員の給与等を考慮して定めなければならないとの給与特例法の趣旨を踏まえ、特労法に基づき労使間で適切に協議していくこととしたい。

3. 国営関係部会の2009春季生活闘争のまとめ

- ① 3月19日にJ P 労組が年間一時金を含め定期昇給確保で自主決着を図りました。
- ② そうした中で、国営関係部会企画調整会議は、全印刷、全造幣、林野労組として、J P 労組の決着や民間賃金動向を踏まえた2009新賃金の引き上げに向けた闘いを進めてきました。
- ③ 今次、全印刷、全造幣における闘いは、国営関係部会での確認のもと、2008年の中労委会長の要請に基づき、自主交渉における決着を求めてきたものの解決が図れず、中央労働委員会に調停申請を行い、その決着に向けた闘いを進めてきました。

中労委における調停作業は、これまで同様民間賃金水準や引き上げ幅の比較などが行われ、現行賃金水準維持を確保することができました。

- ④ こうした、国営関係部会の2009春季生活闘争の闘いは、組合員の生活実態からくる改善に向けた闘いの展開からすれば不満の残るものではありませんが、100年に一度といわれる厳しい経済状況が続く中、J P 労組、林野労組、全印刷、全造幣において、定期昇給を確保したことは、「統一的闘い」の成果であり、今後ともこうした闘いの教訓をいかしながら闘いを進めていくこととします。

4. 総合的労働条件改善要求の取組み

2009春季生活闘争・総合的労働条件改善の統一要求は、各組合の独自要求も含め、3月末までに要求書を提出し、自主交渉を強化してきました。

要求に対する各当局の回答は、これまでの各企業における労使交渉経過や予算上の関係などから、春の時点では、ほとんどの課題について継続扱いとせざるを得ませんでした。

特に、重点課題として取組みを進めてきた労基法改正動向を踏まえた時間外割増率の改善については、J P 労組が一定の改善を図らせたものの、他の3構成組織については具体的な回答を示させるまでに至っておらず継続となっています。

なお、今後の総合的労働条件改善要求については、国営関係部会として統一的に取組みを進めてきた経過も考慮し、引き続き対策を進めていくこととします。

5. 2009人事院勧告について

人事院は、8月11日、月例給を863円、0.22%引き下げ、一時金も0.35月引き下げ、超過勤務手当等について、時間外労働の割増賃金率等に関する労働基準法の改正を踏まえた改定を中心とする本年の給与勧告・報告を行いました。この勧告を受け、8月25日、政府は勧告通り実施する閣議決定を行いました。

公務員連絡会は、月例給の引下げに加え、一時金をも大幅に引き下げるものとなったことについては、①公務員の生活に大きな影響を与えるものであり極めて不満な内容であるが、民間賃金の実勢を正確に反映したものであれば、受け止めざるを得ない、②選挙期間中に拙速に決定したことは手続きに問題があり遺憾、③さらに地方公務員等の闘いについて統一闘争態勢を堅持した取組みを進める、との声明を発し、山積している公務員の雇用や労働条件を左右する重要な課題に対して、積極的な取組みを推進するとしています。

そのためにも、労使交渉と協約で勤務条件を決定することを中心とした自律的労使関係の構築が必要であり、連合・公務労協に結集し、労働基本権の確立による労使関係制度の抜本的改革など、公務員制度改革の実現をめざして全力で闘いを進めていくとしています。

6. 一時金について

2008年度の一時金については、下表の通り。

郵政は年間4.40月+20,000円、林野は、前年度同月の年間4.50月で、印刷は前年度比0.10月増の年間4.60月、造幣は前年度比0.10月増の年間4.60月となっています。

2009年度の夏期一時金については、一般公務員の動向として、夏期一時金を0.20月凍結する人事院勧告が出され、暫定的に引き下げられる状況の中で、J P 労組が、年間一括で4.40月+5,000円（夏2.15月+5,000円）で妥結、林野労組は2.125月を要求し、1.925月で妥結、全印刷は年間要求を6.00月とし、そのうち夏期は、1.95月で妥結、全造幣は年間要求を5.00月とし、そのうち夏期は、1.95月で妥結しました。

〈1〉 2008年度年間一時金

	一時金年間計	内 訳
郵政	4. 40月 + 20,000円	夏期2. 15月 + 15,000円 年未2. 25月 + 5,000円
林野	4. 50月	夏期2. 125月 年未2. 05月 年度末0. 325月
印刷	4. 60月	夏期2. 225月 年未2. 375月
造幣	4. 60月	夏期2. 225月 年未2. 375月

〈2〉 2009年度夏期一時金要求

	要 求	内 訳
JP労組	年間 4. 50月	妥結 年間4. 40月 + 5,000円 夏期2. 15月 + 5,000円
林野労組	夏期 2. 125月	妥結 1. 925月
全印刷	年間 6. 00月	妥結 夏期1. 95月
全造幣	年間 5. 00月	妥結 夏期1. 95月

Ⅱ 行政改革等の取組みについて

1. 独立行政法人整理合理化計画への対応について

政府は、2007年12月24日、廃止・民営化6法人、統合対象16法人、非公務員化2法人、事務・事業の見直し222項目等からなる独立行政法人整理合理化計画を閣議決定しました。

国営関係部会は、この間、公務労協内に設置されている「行革・雇用問題対策連絡会議」において、印刷事業、造幣事業は今後ともこれまでの経過に基づく対応となりました。

一方、民主党は、「独立行政法人及び特殊法人の廃止、民営化等の推進に関する法律案」を策定したものの、他の野党・会派の賛同が得られず、法案提出を見送っています。

なお、同法案に関し、2007年10月12日に実施した要請に基づく個別法人の見直しに係わる協議が進んでいないことなど、極めて重大な問題を残しています。独立行政法人改革については、民主党を中心とする政権のもと、歴史的経過や存在意義等をはじめとした抜本的見直しを、喫緊かつ重要な課題として対応を図ることとしました。

2. 地方分権改革・国の出先機関の見直し等への対応

2009年3月24日、地方分権改革推進本部において決定された「出先機関改革に係わる工程表」は、①出先機関の事務・権限の見直しと要員規模の精査、②出先機関

組織の改革と要員規模のスリム化、人員の移管等のための人材調整準備本部の設置等について検討を進め、2009年中に閣議決定する「出先機関の改革に関する地方分権推進計画」に盛り込むこととしています。

一方、民主党は、2008年9月16日民主党分権調査会は、「霞が関の解体・再編と地域主権の確立」という役員会案において、「霞が関の出先機関である地方整備局・地方農政局・森林管理局など地方支分局を原則廃止し、国と地方の二重行政を解消する」という考え方を明らかにしました。その後、党内における議論が進められ、「霞が関の出先機関である地方支分局は原則廃止し、国と地方の二重行政を解消する」との変更がなされ、2009年4月22日の次の内閣で確認されました。

こうした状況を踏まえ、公務労協は改めて民主党に対し申し入れて入れを行い、民主党分権調査会会長から、「国と地方自治体の役割を総点検し、検討し3年くらいかけて実現をめざす。その際、公務労協、関係組合と十分な協議は党として考えており、生首をきることは当然できないし、雇用を確保していくことは大事なこと」等の考え方が示されました。

今後とも「国と地方のあり方」、「事務・事業のあり方」等について公務労協に設置している「国の出先機関等見直し対策委員会」における検討・議論を進め、対策を進めて行く必要があります。

3. 公務員制度改革

政府は、国家公務員法などの一部を改正する法案を3月31日に、一方的に閣議決定し国会に提出しました。

公務労協は、政府原案は、労働基本権付与についての確約がまったく行われておらず、なにより制約の代償措置の使用への移管を措置しているとともに、労働基本権以外の事項ばかり具体化されているため、連合とも調整し、法案の内容等に対し抗議の意を明らかにし対策を進めてきました。

結果的には、審議は行われず、衆議院の解散により法案は廃案となりました。

また、協約権付与に伴う団体交渉のあり方に関する研究会についても、各構成組織の書記長が参加し対策を進めてきました。

最終報告では、①勤務条件詳細法定主義に代わる労働条件制度の原則、②民間労使関係に共通する原則、③争議権制約下における公務員労使関係の特殊性に基づく原則等を提起されています。

今後は、協約締結権のもとでの自律的労使関係制度の構築に向け対策を進めていくこととしています。特に、国家公務員制度改革基本法に基づき設置された推進本部などの検討体制の抜本的見直しを求めるとともに、労使関係制度検討委員会におけるこれまでの論議・検討に留意し、今後の対応などを強化する一方、可能な限り早期に連合及び公務労協の要求をみたす法制度の改革を、民主党を中心とする新たな政権に対し求めることとしています。

Ⅲ 2010年度の取組み課題

1. 制度・政策、経営形態等に関わる取組み

(1) 連合が進める「労働を中心とした福祉型社会」の実現に向け、政策・制度実現の取組みを進めます。

また、一昨年、連合と民主党と交わした「ともに生きる社会をつくる」共同宣言の具体化等に向け、取組みを進めます。

(2) この間における政治状況の変化、国として進めている行政改革、独立行政法人改革、地方分権の推進等は、今後の国営関係部会構成組織の経営形態問題等（①郵政事業の4分社化の見直し等、②独立行政法人の見直しに関わる印刷事業・造幣事業のあり方、③特別会計見直しに関わる国有林野事業の一般会計化への対応等）とも密接に関連する課題であり、引き続き公務労協における各種対策委員会における取組み等と連動させながら、国営関係部会としても内部的な対策の検討を行いつつ、その取組みを進めます。

特に、①公共サービス基本法に基づく新しい公共の確立、②公務員制度改革と労働基本権確立、③地方分権（主権）改革と国の出先機関のあり方、④独立行政法人改革の見直し等については、国営関係部会各組合の実情等に基づき各種対策を進めます。

2. 2010春季生活闘争の取組み

(1) 連合は、「格差拡大を阻止し、労働を中心とする福祉型社会の流れをつくる」ことを目標に、検討を進めることとしています。

① 内外需バランスのとれた経済へ転化させる。

② 正規・非正規労働者の処遇バランスの実現。

③ 雇用の確保と所得のバランスの確保（配分の歪みの是正）、の基本的考えのもとで「賃金カーブを維持し、賃金水準をダウンさせない」、「雇用の維持・確保と所得バランス（配分の歪みの是正）」、及び労働時間短縮を含めた働き方の改善に向けた闘い。

なお、具体的な要求などについては、11月開催の春闘討論集会以降、対策を進めていくこととしています。

(2) 国営関係部会は、連合の基本方針の検討・決定等を見定め、公務労協における基本方針を踏まえつつ、「国営関係労働者の生活を維持・改善する実質賃金の改善」を目指すこととし、具体的には来春の代表者会議において、国営関係部会の方針を提案することとします。

なお、今後とも、これまでの歴史的な取組みの経過も踏まえ、統一要求を組織し、団体交渉による解決を基本とします。

また、総合的労働条件改善要求についても統一对応を基本に検討を進めます。

(3) 公務労協として対策を進めてきている「新たな高齢雇用施策の確立」等について

は、これまで同様、労働条件委員会における議論も積み重ねつつ対策を進めます。

また、通勤手当や時間外割増率の改善等及び非常勤職員の労働条件の改善等の取組みを進めます。

(4) 今年度の人事院勧告に関わる対応については、「基本賃金については既に決着」していることを前提に取組みを進めます。

なお、具体的な対策については、各組合の交渉の到達状況を踏まえ、労働条件委員会において意思統一を図ることとします。

3. 各組合の重要課題について

<林野事業>

日本の森林・林業・木材関連産業の現状は、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策に係わる森林整備を確実に推進する必要があること、また、国産材利用に係わり木材自給率が20%台となっている中で、利用促進に基づく振興が求められているなど課題が山積しています。

このような中であって、地球温暖化防止対策に向けた森林整備は、平成19年度から6年間で毎年55万 ha、計330万 ha の森林整備を行う必要があるとしているが、予算措置などの問題を含んでいます。

また、森林整備を推進するためには、林業労働者及び林業事業体の育成・確保が重要。そのため、山村地域における就労機会の拡大による定住の促進、雇用安定が必要であり「山村振興法」「森林・林業基本法」の具体化と「林業労働力の確保の促進に関する法律」の見直しを進めています。

国有林野事業については、自民党政権下で行革推進法に基づく国有林野事業の一般会計化・独立行政法人化への検討、緑資源機構の廃止に係り1年前倒しの閣議決定がされ、その見直しを求め取り組んできました。今回の総選挙において、政権交代が実現し、民主、社民、国民新党による連立政権が成立したことから、新政権の方針の下に「1年前倒しの閣議決定」を見直し、行政改革推進法の一部改正等による国有林野事業の全面一般会計化を求めて取組みを進めます。

<印刷事業>

民主党・社民党・国民新党3党による連立政権発足によって、私たちの進めてきた国の責任で持続可能な印刷局事業の確立を求める取組みは新しいステージに入ることとなります。

これまで「より質の高い事業水準を求める対策本部」を中心に取り組んできた組織内外へのキャンペーンを質的に発展的解消し、新たに「印刷局事業を国の組織・事業として実施する特別対策本部」（仮称）を設置し、必要な対策を進めます。

さらに、働きがいのある仕事と職場、そして質の高い事業水準とそれを支える働き方の質を高めるために「ディーセント・ワークと人への投資を求める総合要求」の実

現をめざして着実に取組みを進めます。

また、65歳まで安心して働き続けられる環境の整備・確立を図り、「労働を中心とした福祉型社会」の実現と働き方の改革によるワークライフバランスの実現をめざしてまいります。

そして、働く者の権利・雇用・労働条件と生活を守るためにすべての企業や職場におけるディーセント・ワークを実現し、働くことが報われる公正と連帯を重んじる活力ある社会をめざしてまいります。

「構造改革」の名の下に官から民への経済社会政策などにより縮小・削減されてきた公共サービスを、国の責任において確立させるために5月に法案成立した「公共サービス基本法」の早期施行に向けた取組みに積極的に参加してまいります。

＜造幣事業＞

造幣局は、一昨年(2011年)の12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」により、公務員身分の独立行政法人として現行の経営形態を維持することができました。しかしながら、「保有資産の見直し」として保養所等の廃止や宿舍の廃止・集約化が進められるとともに、「事務及び事業の見直し」「人員削減」「業務の効率化」など、中期目標達成に向けた計画が進められています。この目標達成に向けた施策や大幅な人員削減などにより、組合員の業務上の負担が増大し、要員の確保、職場環境の改善、メンタルヘルスの充実に向けた取組みが重要となっています。

一方、全造幣は、今後の行政改革(独立行政法人改革)の動向を見据え、「造幣事業は国が直接行う事業」と位置づけ、民主党内に「通貨事業等に関する政策議員懇談会」(通貨懇)を設置するなどの政党対策を行ってきました。今後も、「全印刷・全造幣労働組合協議会」での統一した活動として、連合をはじめとする上部団体や友誼組合、「通貨懇」との連携を図りながら、次期行政改革(独立行政法人改革)に向けて、国の組織・機構に戻る運動を展開することとします。

私たちは、引き続き組合員の雇用と身分、労働条件の確保に全力を挙げていくとともに、造幣局の現行体制の維持を基本に、高度な技術・技能の継承のための人材確保や造幣事業の安定・発展に向けて取組みを強化していくこととします。

＜郵政事業＞

郵政事業は、2007年10月1日に民営・分社化され2年が経過しようとしています。この間、労使で改革にチャレンジし、業種の異なる民間企業グループとして、他企業との競争激化や民営化に伴う新たな税負担等を乗り越えて国民・利用者に約束したサービス水準を維持向上させる努力をしてきました。しかし、民営・分社化による構造的課題や経営課題を十分に解消できる状況に至っていません。

今後は、政権交代を捉えつつ、「利便性、公益性、一体性、雇用確保、社会還元」の見直し5原則に基づき現状を検証し、国民・利用者、地域に視点をおいた郵政政策

を構築して行かなければなりません。郵政政策見直しにおいて、法改正や法整備が必要な事項に関しては、政治課題と位置づけ政府及び政党対策を積極的に展開します。

一方、現行の郵政の枠組みにおいて社員の新たな人事給与制度及び労働力政策の課題もあります。業種の異なる民間企業グループとして単に個人間の競争原理にのみに重点を置いた制度ではなく郵政グループの一体性、信頼される評価制度が担保され、社員のモチベーションを高める目的で新たな人事給与制度の構築を目指します。更には、各企業の労働力政策と労働力構成を明らかにさせ、複合的な雇用形態の中における組合員の働きがい・生き甲斐につなげていくこととします。

4. 国営関係部会の運営等について

(1) 公務労協は、今後の組織のあり方について、昨年設置した組織検討委員会における議論を踏まえ、今年度は組織建設委員会において、①組織化のあり方、②事務局の体制強化、③地方組織の結成、等について議論を積み重ねてきています。

今後については、2010年度活動方針に「協議会から連合会への移行」（2012年から協約締結権のもとでの交渉体制と自立的労使関係制度が構築されることを踏まえ）については、国営関係部会の今後の運営のあり方にも係わる課題であり、その対策について検討・議論を進めます。

(2) 国営関係部会の運営については、これまでの議論経過を踏まえ、「国営関係部会運営要綱」に基づき進めます。

各種取組みを進めるにあたり、情報交換・意思統一の場として、代表者会議、委員長会議、企画調整会議等も計画的に開催します。